

政治団体の手引

令和5年2月

 東京都選挙管理委員会

政治団体の手引

許可なく複製転載を禁ずる。

令和5年2月 初版発行

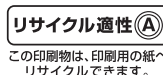
令和4年度
登録第20号

編集・発行 東京都選挙管理委員会事務局 総務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎北(N)塔 40階
電話 03-5321-1111 (代) 内線 55-114・5
又は 5320-6907

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

印刷所 株式会社イマイシ
東京都足立区梅島一丁目31番15号
電話 03-3848-1311

レザック・扉部分は古紙配合率70%以上ではない。



「政治団体の手引」の作成に際して

この手引は、政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項等の異動、解散等の各種届出手続き及び収支報告書の作成について記載例を示し説明するとともに、「政治資金パーティー」、「政治資金規正法・公職選挙法で規制される寄附の制限」、「政治活動の規制」及び「政治資金と税」などについて実務的に平易に解説したものです。

これら各種届出にあたり、東京都選挙管理委員会のホームページに各種様式等を掲載していますので、ご利用ください。

(<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/organization/shikin-format/>)

また、総務省のホームページに掲載されている収支報告書作成ソフト等もご活用ください。

(https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html)

この手引の作成にあたって、「政治資金規正法要覧」(国政情報センター)、「政治資金ハンドブック」(ぎょうせい)、「逐条解説政治資金規正法」(ぎょうせい)等を参照しています。

この手引が、政治団体の皆様の一助となれば幸いです。

令和5年2月

東京都選挙管理委員会

この手引で引用している主な法令とその引用例

この手引で引用している主な法令は、政治資金規正法（法、規正法）、政治資金規正法施行令（令、規正令）、政治資金規正法施行規則（規正規則）、公職選挙法（公選法）です。

〔凡例 規正法 3 条① I ……政治資金規正法第 3 条第 1 項第 1 号〕

目 次

「政治団体の手引」の作成に際して

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | この手引で使用する用語の説明 …………… | 1 |
| | (公職の候補者、特定の公職の候補者、特定寄附、金銭等、一定期間 …) | |
| 2 | 政治団体の主要な届出書類…………… | 3 |

I 政治資金規正法の対象

- | | | |
|----|---|----|
| 1 | 政治資金規正法の目的は何ですか。 …………… | 4 |
| 2 | 政治資金をなぜ規制するのですか。 …………… | 5 |
| 3 | 政治資金には具体的にどのような規制がありますか。 …………… | 6 |
| 1 | 政治資金の流れを公開 …………… | 7 |
| 2 | 政治資金のやりとりを直接制限 …………… | 7 |
| 4 | 政治団体とはどのような団体をいいますか。 …………… | 9 |
| 1 | 規正法の定める政治団体 …………… | 9 |
| 2 | 政治活動を行う団体 …………… | 10 |
| 3 | 政治団体の種類 …………… | 11 |
| 5 | 政党とはどのような団体をいいますか。 …………… | 12 |
| 6 | 「政党、政党の支部及び政治資金団体」と
「その他の政治団体」はどのように違いますか。 …………… | 13 |
| 7 | 資金管理団体とはどのような団体をいいますか。 …………… | 14 |
| 8 | 資金管理団体にはどのようなメリットがありますか。 …………… | 15 |
| 9 | 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。 … | 16 |
| 10 | 国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。 …… | 17 |
| 11 | 政治団体（政党）の支部とはどのような団体をいいますか。 …… | 18 |

II 政治団体の各種の届出手続き

- | | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 政治団体を設立するにはどのような手続きが必要ですか。 …… | 19 |
| 1 | 政治団体の設立 …………… | 19 |
| 2 | 届出前の寄附又は支出の禁止 …………… | 22 |
| 3 | 政治団体の所管及び届出先 …………… | 22 |
| 4 | 提出部数 …………… | 23 |

2	資金管理団体の手続きはどのようにしますか。 ……	23
1	資金管理団体指定届 ……	23
2	資金管理団体届出事項の異動届 ……	24
3	資金管理団体指定取消届 ……	24
4	資金管理団体でなくなった旨の届 ……	24
5	資金管理団体の各種書類の提出先 ……	24
3	国会議員関係政治団体を設立するには どのような手続きが必要ですか。 ……	24
4	政党の設立届出はどのようにしますか。 また提出書類はどのようなものが 必要ですか。 ……	25
1	政党の設立と届出 ……	25
2	設立届に添付する書類 ……	26
5	政治団体の役員に、何らかの制限 がありますか。 ……	27
6	届け出た内容に変更が生じた場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	27
1	「届出事項等の異動届」の提出 ……	27
2	「資金管理団体届出事項の異動届」 の提出 ……	28
3	政党支部の「届出事項等の異動届」 の提出 ……	28
4	各届出事項の異動届の提出先 ……	28
7	政治団体の名称を変更した場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	28
8	都内で主たる事務所の所在地を 移転した場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	29
9	代表者を変更した場合、手続きは どのようにしますか。 ……	29
10	公職の種類が変更になった場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	29
11	代表者の変更や、推薦・支持して いた者の 公職の種類の変更等により、国会 議員関係政治団体に 該当しなくなった場合、手続きは どのようにしますか。 ……	30
12	政治団体が道府県に移転したり、 活動区域を変更した場合、 手続きはどのようにしますか。 ……	31
1	主たる事務所の移転 ……	31
2	活動区域の変更を伴う主たる事務 所の移転 ……	31
3	主たる事務所の移転を伴わない活 動区域の変更 ……	33
	【参考】 都道府県間で「主たる 事務所を移転」、 「主たる活動区域を変更」した ときの手続き一覧 ……	35
13	政治団体を解散するときにはど のような手続きが必要ですか。 ……	36
1	政治団体解散届 ……	36
2	解散届の提出 ……	36

14	規正法 17 条 2 項団体と 通知がありました、どうすればよいですか。 ……	37
	【参考】 政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧 ……	38
	【参考】 収支報告書のオンライン提出のご案内 ……	39

Ⅲ 各種届出の記載例

記載例	1	政治団体設立届(後援会) ……	43
記載例	2	政治団体設立届(政党の支部) ……	44
記載例	3	政治団体設立届(国会議員関係政治団体) ……	45
参考		政治団体の規約の例 ……	46
記載例	4	被推薦書 ……	48
記載例	5	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知 ……	49
記載例	6	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知 ……	50
記載例	7	国会議員氏名届 ……	51
記載例	8	支部証明書 ……	52
記載例	9	政党の状況等に関する届 ……	53
記載例	10	届出事項等の異動届(名称などの変更) ……	54
記載例	11	届出事項等の異動届(国会議員の公職の種類の変更) ……	55
記載例	12	政治団体解散届 ……	56
記載例	13	資金管理団体指定届 ……	57
記載例	14	資金管理団体届出事項の異動届 ……	58
記載例	15	資金管理団体指定取消届 ……	59
記載例	16	資金管理団体でなくなった旨の届 ……	60

Ⅳ 政治資金パーティー

1	政治資金パーティーとはどのようなものをいいますか。 ……	61
2	政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。 ……	61
3	政治資金パーティーにはどのような規制がありますか。 ……	61
1	告知義務 ……	62
2	量的制限(個別制限)と公開基準 ……	62
3	その他の規制 ……	62
4	政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限 ……	63
4	特定パーティーとはどのようなパーティーをいうのですか。 ……	63

5	政治団体以外の者が特定パーティーを 開催するときの手続きはどのようにしますか。 ……………	64
1	設立届 ……………	64
2	異動届及び解散 ……………	64
3	特定パーティーを開催した者の寄附の制限 ……………	65

V 寄 附 の 制 限

1	規正法でいう寄附はどのようなものをいいますか。 ……………	66
2	寄附の量的な制限にはどのようなものがありますか。 ……………	67
1	総枠制限 ……………	67
2	個別制限 ……………	68
3	総枠制限及び個別制限のないもの ……………	69
3	量的な制限以外で規制されるのはどのような寄附ですか。 ……………	70
1	誰もがしてはいけない寄附 ……………	70
2	会社・労働組合・その他の団体がしてはいけない寄附 ……………	72
3	公職の候補者がしてはいけない寄附 ……………	74
4	後援団体がしてはいけない寄附 ……………	76
5	公職の候補者の関係会社等の禁止される寄附 ……………	76
6	公職の候補者の氏名を冠した会社等の禁止される寄附 ……………	77
7	その他寄附に関する制限 ……………	77
	【参考】 規正法及び公選法における寄附の制限一覧 ……………	78

VI 規 正 法 の 罰 則

1	寄附の制限に違反したときは、 どのような罰則が適用されますか。 ……………	81
1	規正法の寄附の制限に適用される罰則 ……………	81
2	公選法の寄附の制限に適用される罰則 ……………	82
2	寄附の制限以外にも罰則がありますか。 ……………	82

VII 政 治 活 動 の 規 制

1	政治活動と選挙運動はどのように違いますか。 ……………	84
2	日常の政治活動に何か規制がありますか。 ……………	84
1	文書図画の掲示に関する規制 ……………	84
	(立札・看板の類、ポスターの掲示及び演説会等の開催中に掲示するもの)	

2	その他の規制	86
	(解散電報、あいさつ状及び挨拶を目的とする有料広告の禁止)	
3	事前運動とはどのようなことをいいますか。	87
1	選挙運動にあたるおそれのある文言	87
2	選挙運動とみなされないもの	87
4	選挙期間中の政治活動で何が規制されますか。	88
1	選挙期間中に規制される政治活動	88
2	政治活動規制の時間的場所的範囲	89
3	確認団体制度	89

Ⅷ 政治資金と税

1	政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか。	90
1	寄附収入に対する課税	90
2	事業収入に対する課税	90
3	政治団体に対する税金の扱い	91
2	公職の候補者が受けた寄附は課税されますか。	91
3	会社が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか。	92
4	個人が政治献金したときに課税上の優遇措置が受けられると 聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。	92
1	優遇措置の要件	93
2	「寄附金（税額）控除のための書類」の交付	94
3	寄附金控除の額	94

Ⅸ 政治団体の会計処理

1	会計帳簿の備付及び記載義務	96
2	政治団体の収支報告書	98
3	収入簿・支出簿・運用簿の様式	100
4	収入簿・支出簿・運用簿の記載要領	104

X 収支報告書の提出と記載例

1	収支報告書の提出	111
2	提出する収支報告書用紙の内容	115
3	収入・支出項目の分類基準	116
4	収支報告書各用紙の記載例	118
	Ⅰ 表紙	118
	Ⅱ 収入の状況	119
1	収支の状況(その2)	119
2	機関紙誌の発行その他の事業による収入(その3)	120
3	借入金(その4)	120
4	本部又は支部から供与された交付金に係る収入(その5)	121
5	その他の収入(その6)	121
6	寄附の内訳(その7)	122
7	寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳(その8)	123
8	政党匿名寄附の内訳(その9)	123
9	機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち 特定パーティーの対価に係る収入の内訳(その10)	124
10	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳(その11)	124
11	政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳(その12)	124
	Ⅲ 支出の状況	125
1	支出項目別金額の総括表(「その13」、都団体は「その2」)	125
2	経常経費の内訳(その14)	125
3	政治活動費の内訳(その15)	126
4	本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出の内訳(その16)	130
5	資産等の状況(その17・その18・その19)	131
6	宣誓書(その20)	133
7	領収書等の写しを添付できない場合	134
8	無償提供の記載方法	136
5	寄附金(税額)控除のための書類について	138

1 この手引で使用する用語の説明

(1) 公職の候補者

この手引では、公職の候補者を、公選法 86 条から 86 条の 4 の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）及び公職にある者（現職の者）をいい（規正法 3 条④）、公選法でいう「公職の候補者等」と同意語として扱っています。

また、公職とは、公選法 3 条の規定により「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議員及び長（都道府県知事、都道府県議会の議員、特別区の長、特別区議会の議員、市町村の長及び市町村議会の議員）」の職を指しています。

(2) 特定の公職の候補者

「特定の公職の候補者」は、(1)で述べた公職の候補者のうち、「①衆議院議員、②参議院議員、③都道府県知事、④都道府県議会の議員、⑤政令指定都市の長及び⑥政令指定都市の議会の議員」を指します。

この特定の公職の候補者を推薦し又は支持することを本来の目的とした政治団体（後援団体といいます。）のうち被推薦書又は国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出している団体、現職の国会議員が主宰する政治団体及び現職の国会議員が主要な構成員である政治団体で国会議員氏名届を提出している団体に対し個人が寄附をしたときに、所得税法上の特定寄附金とみなされ「寄附金控除」の対象となります（租税特別措置法 41 条の 18）。これらの団体を「適格団体」といいます。

なお、この特定の公職の候補者が当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。

(3) 特定寄附（規正法 19 条の 4）

特定寄附とは、公職の候補者自身が政党から受けた寄附を、自ら指定した資金管理団体に寄附したものをいいます。この場合、受けた年に係る収支報告書に、当該公職の候補者からの寄附のうち政党から受けたものについて㊦と表示して報告します。

なお、この特定寄附は寄附の量的制限の対象になりません。

(4) 金銭等

金銭等とは、規正法 4 条 1 項でいう「金銭その他政令で定める財産上の利益」をいいます。また、財産上の利益は、「有価証券」（規正令 2 条）を指していることから、金銭等とは「金銭及び有価証券」をいいます。

なお、有価証券とは小切手、商品券、公社債券等私法上の有価証券をいいます。

(5) 一定期間（公選法 199 条の 5）

公選法では、公職の候補者の後援団体が一定期間内に行う行事等において寄附する行為を禁止しています。

この一定期間については、次のように選挙によって異なります。特に、便乗補欠選挙及び便乗再選挙については、便乗される選挙により、一定期間が異なりますので、注意が必要です。

- ① 衆議院議員総選挙 任期満了の日の 90 日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙 任期満了の日の 90 日前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙 任期満了の日の 90 日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙 選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで

(6) 選挙区内にある者

公選法 199 条の 2 等で定める「選挙区内にある者」は、自然人・法人を問わず、当該選挙区内に住所・居所がある者に限らず、一時滞在者や通行人も含みます。人格なき社団（任意団体）や国・地方公共団体も同様に含まれます。

2 政治団体の主要な届出書類

届出書類	一般の政治団体		資金管理団体		政策研究団体		特定パーティー		政治資金団体		政党の本部				政党の支部			
	税優遇なし		あり		税優遇なし		あり		設立 異動 解散		設立 異動 解散		国会議員5人以上		% 政党		設立 異動 解散	
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散
設立	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
規約（会則・綱領等）	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被推薦書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
国会議員氏名届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
届出事項等の異動届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
解散			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体指定届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体の異動届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体指定取消届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体でなくなった旨の届			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
資金管理団体の宣誓書（届出の）			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
特定パーティーの開催計画書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
収支報告書			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

すべての政治団体の会計責任者は、12月31日現在の1年間の収支を、原則翌年3月末日(国会議員関係政治団体は翌年5月末日)までに報告するよう義務付けられています（解散のときは、解散届に解散の日までの収支報告書を添付します。）。

政治資金団体										●注2								
政治資金取																		
所属国会議員																		
承諾書及び宣誓書の状況に関する届																		
得票総数																		
政党の状況等に関する届																		
支部証明書																		

注) 1 税の優遇措置の適格団体は、政党・政党支部・政治資金団体、特定の公職の候補者の被推薦書、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は国会議員氏名届を提出している政治団体に限られます。
 2 政治資金団体の「指定届」及び指定の「取消届」は、政党本部が総務省に直接届け出ます（規正法6条の2）。
 3 政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは、「政党支部の名称」の異動の場合です。
 4 政党支部の異動で「支部証明書」が必要になるのは、「政党支部の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」及び「支部の単位」の異動の場合です。